平成23年流山市議会第3回定例会議案

 9
 月
 1
 日
 招
 集

 流
 山
 市

次

- 4 6 工事請負契約の締結について (野々下1号雨水幹線工事)
- 47 工事請負契約の変更について (流山市文化会館耐震補強及び改修工事 (建築工事))
- 48 専決処分の承認を求めることについて (平成23年度流山市一般会計補正予算(第2号))
- 49 平成23年度流山市一般会計補正予算(第3号)
- 50 平成23年度流山市介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 5 1 平成 2 3 年度流山市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
- 52 平成22年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 53 平成22年度流山市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 54 平成22年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 5 5 流山市受動喫煙防止条例の制定について
- 5 6 流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条 例の制定について
- 57 平成23年度流山市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 5 8 平成 2 2 年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 59 訴えの提起について
- 6 0 平成23年度流山市西平井・鰭ヶ崎土地区画整理事業特別会計補 正予算(第1号)
- 6 1 平成23年度流山市公共下水道特別会計補正予算(第1号)
- 6 2 平成23年度流山市水道事業会計補正予算(第1号)
- 6 3 平成 2 2 年度流山市西平井・鰭ヶ崎土地区画整理事業特別会計歳 入歳出決算認定について
- 6 4 平成 2 2 年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 65 平成22年度流山市水道事業会計決算認定について

- 66 平成22年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について
- 13 平成22年度健全化判断比率について
- 14 平成22年度資金不足比率について
- 15 専決処分の報告について

## 議案第 46 号

工事請負契約の締結について 市は、次の工事請負契約を締結する。 平成23年9月1日提出

- (1) 契約の目的 野々下1号雨水幹線工事
- (2) 契約の方法 一般競争入札
- (3) 契約の金額 207,375,000円
- (4)契約の相手方 流山市三輪野山四丁目18番地の60 株式会社中村組 代表取締役 中村 文隆

### 参考資料

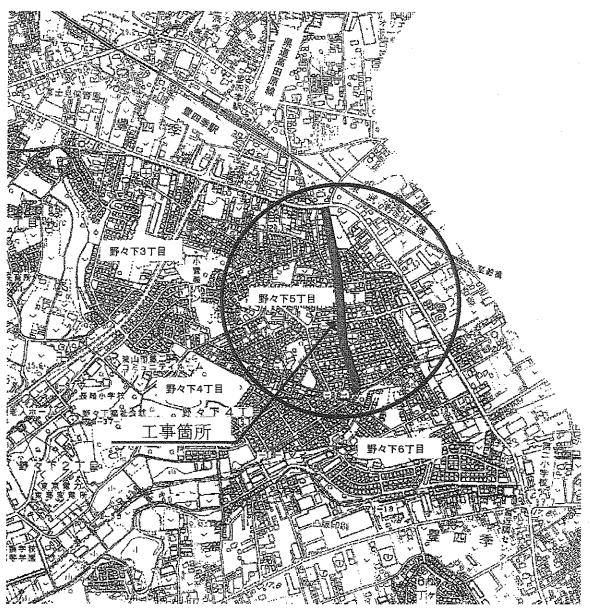
#### 野々下1号雨水幹線工事概要

- 1 工事場所 流山市野々下5丁目地先
- 2 工事規模
- (1) 工事延長 516.0メートル
- 3 工事概要
- (1) 管きょ工 (泥水式推進工 内径1, 200ミリメートル) 496.5メートル
- (2) 管きょ工(空伏工 内径1, 200ミリメートル) 4.6メートル
- (3) 管きょ工 (開削工 内径1, 100ミリメートル) 7. 7メートル
- (4) 管きょ工(開削工 □1, 200×1, 500ミリメートル)5. 1メートル
- (5)組立マンホール工(4号) 1基
- (6) 特殊マンホール工(内径2, 400ミリメートル) 1基
- (7) 立坑工 2基
- 4 工 期 議会の議決の日の翌日から300日間
- 5 設計 千葉県千葉市中央区登戸1丁目26番1号 株式会社東洋設計 千葉支店
- 6 施 工 流山市三輪野山四丁目18番地の60 株式会社中村組
- 7 工事費 207,375,000円

# 業者経歴書

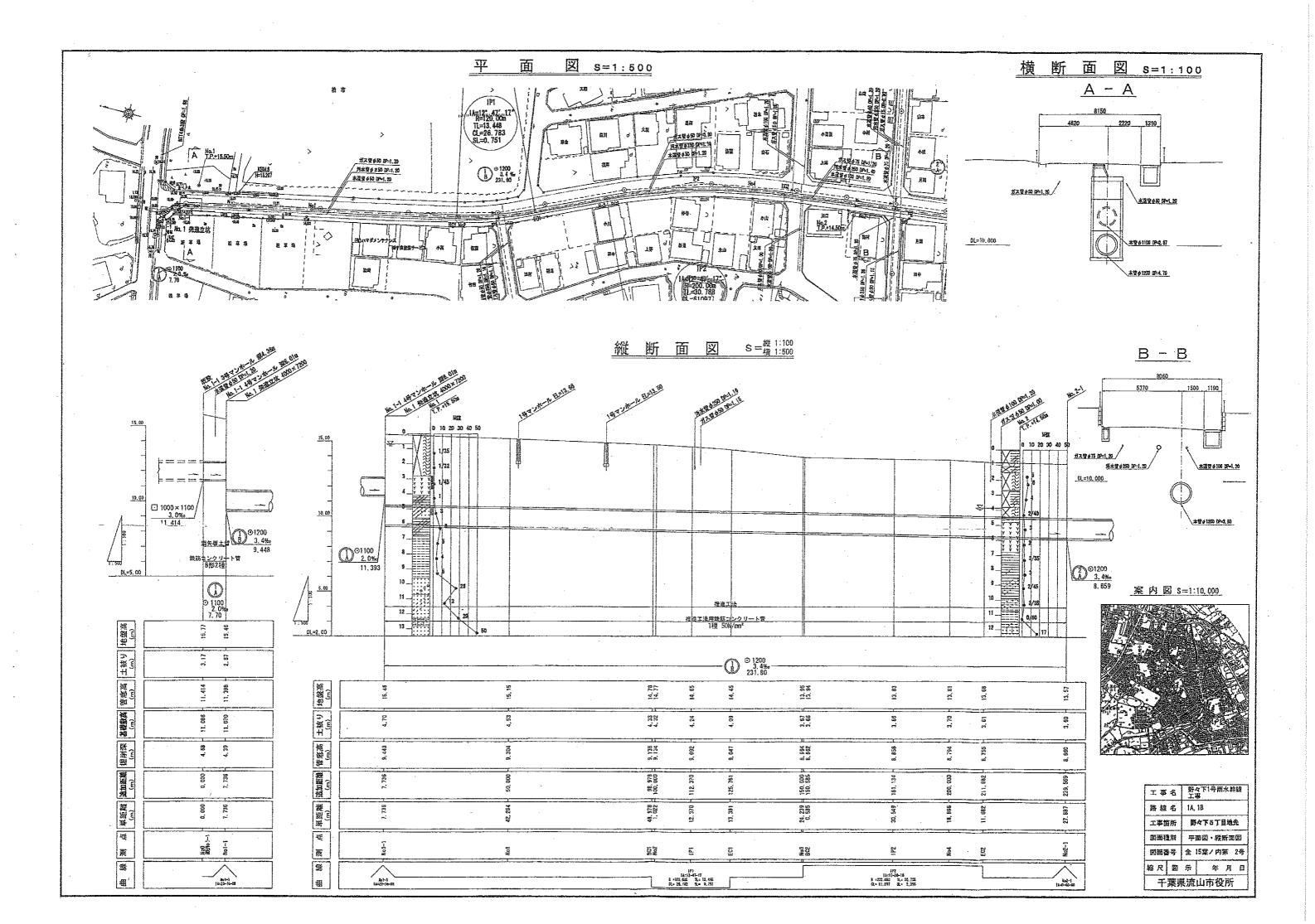
会 社 名	株式会社中村組							
自己資本の額	20,000千円							
所 在 地	千葉県流山市三輪野山四丁目18番地の60							
許 可 年 月 日 及 び 番 号								
営 業 種 目	土木工事業、建築工事業、ほ装工事業、とび・土工工事業、 造園工事業、水道施設工事業、管工事業							
代 表 者	代表取締役	中村 文隆						
	区 分	官公庁 (千円)	民 間 (千円)	合 計 (千円)				
過去2か年の年間平均	. , ,	388, 761	157, 385	546, 146				
完成工事高	平成22年度	458, 667	124, 125	582, 792				
	平均	423, 714	140, 755	564, 469				
過去の主な工事経歴	発工工受準発工工受準発工工受準発工工受準発工工受準発工工受準発工工受準発工工受	元請 用堀河道改修工 流山市 110,775 平元請 明堀油市 103,950 平成21年10 平元請 明堀河道	500円 月10日~平成2 事 5,000円 0月21日~平成 事 0,000円 0月30日~平成	3年6月30日 23年5月31日 222年6月30日				
	工期 受注形態	平成20年11月14日~平成21年6月30日元請						

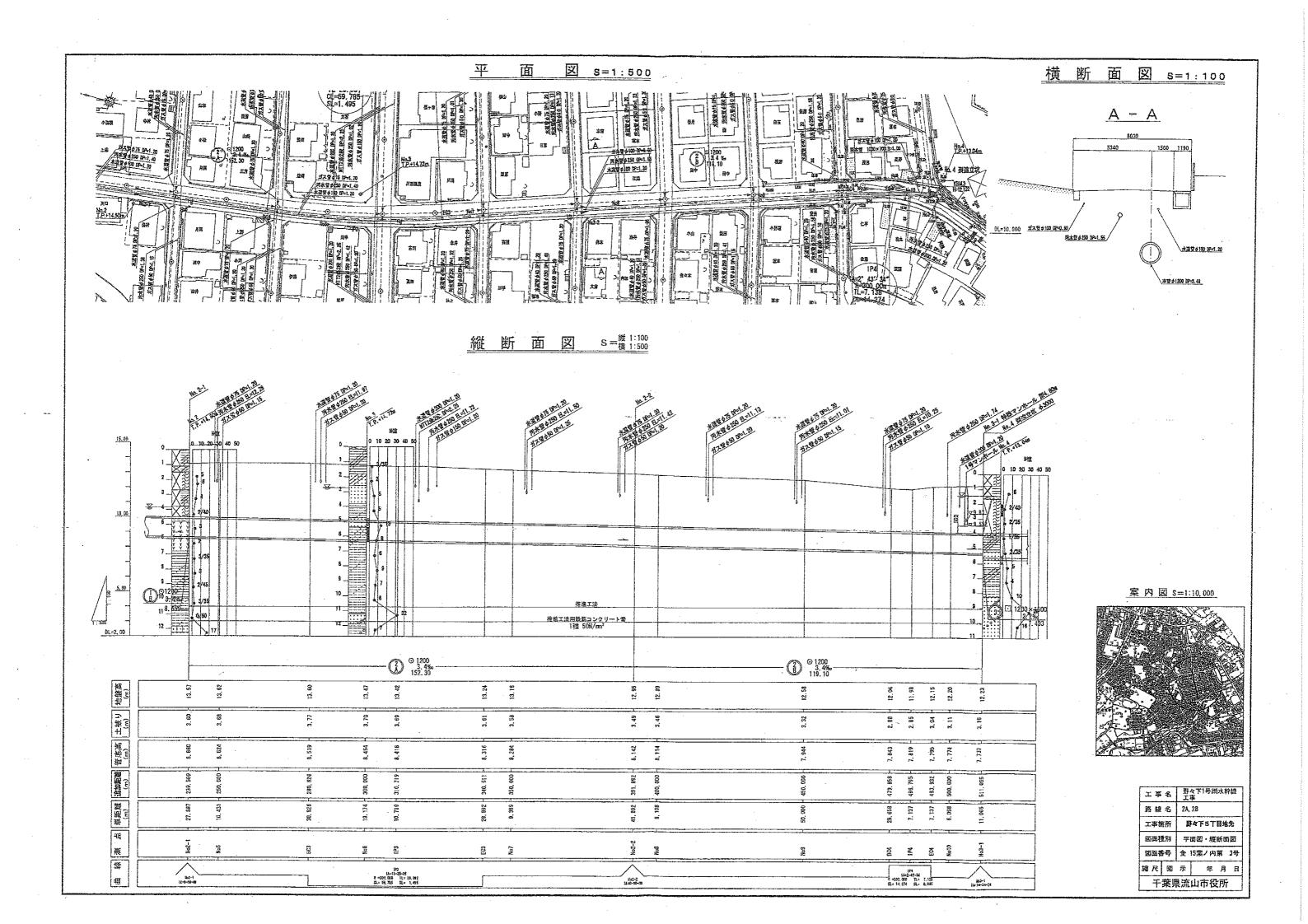
# 位 置 図

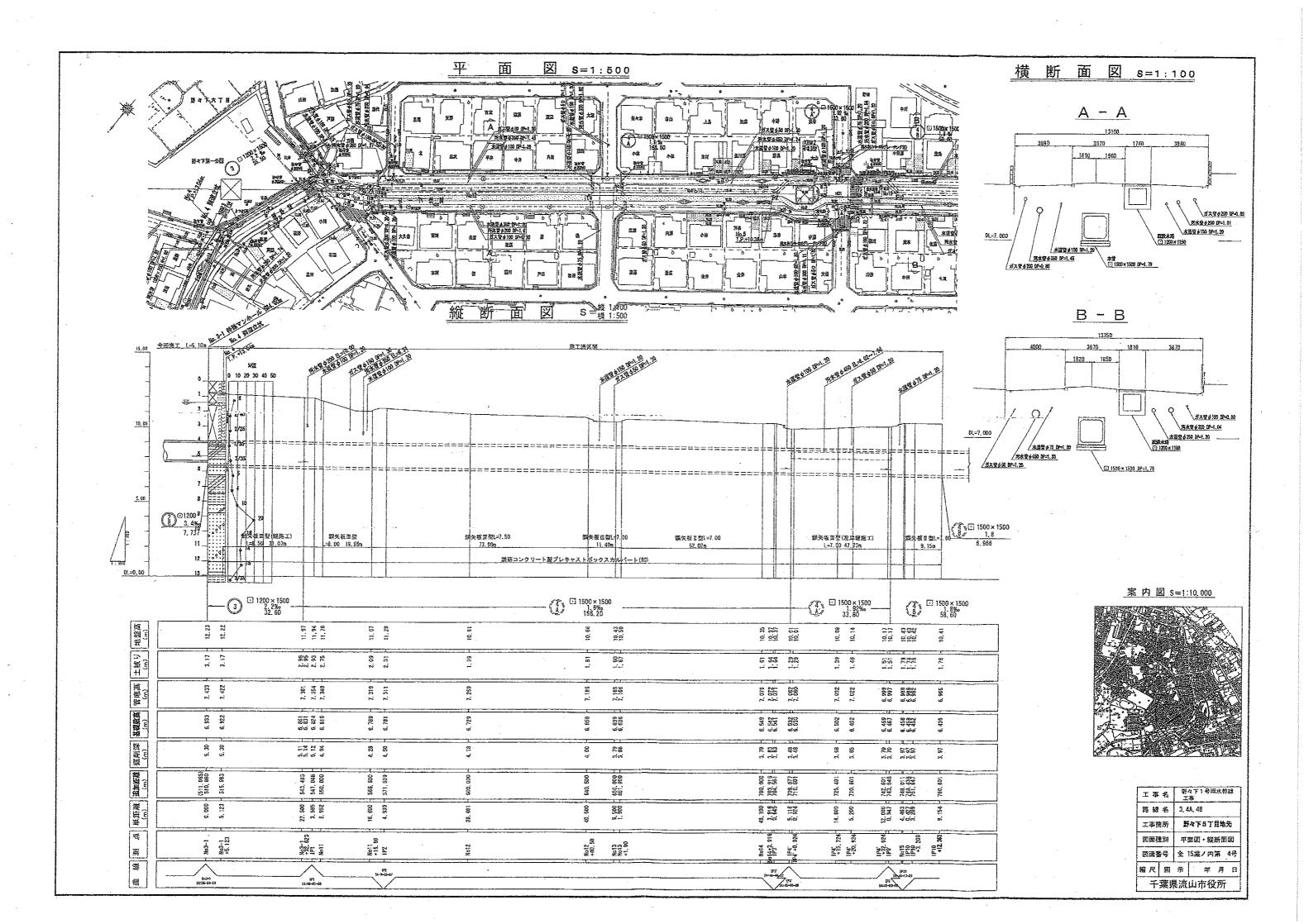


凡 例 工事箇所

工事名 場 所 主幹課	工 事 概 要 野々下1号雨水幹線工事 流山市野々下5丁目地先 河川課		
工期	300日間		
概要	工事延長 L=516.0m 1 管きよ工(泥水式推進工 φ1200mm) 2 管きよ工(空伏工 φ1200mm) 3 管きよ工(開削工 φ1100mm) 4 管きよ工(開削工 □1200×1500mm) 5 組立マンホール工(4号) 6 特殊マンホール工(内径2400mm) 7 立坑工	$\Gamma = 7$	46 m 7. 7 m

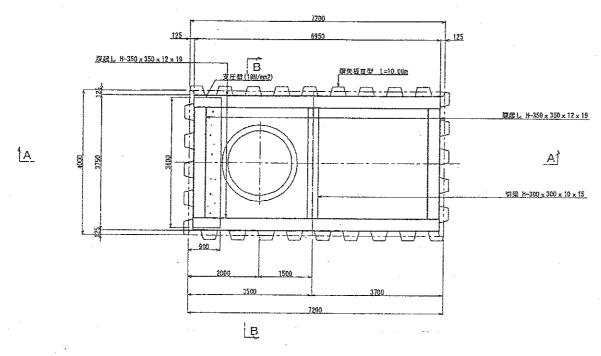




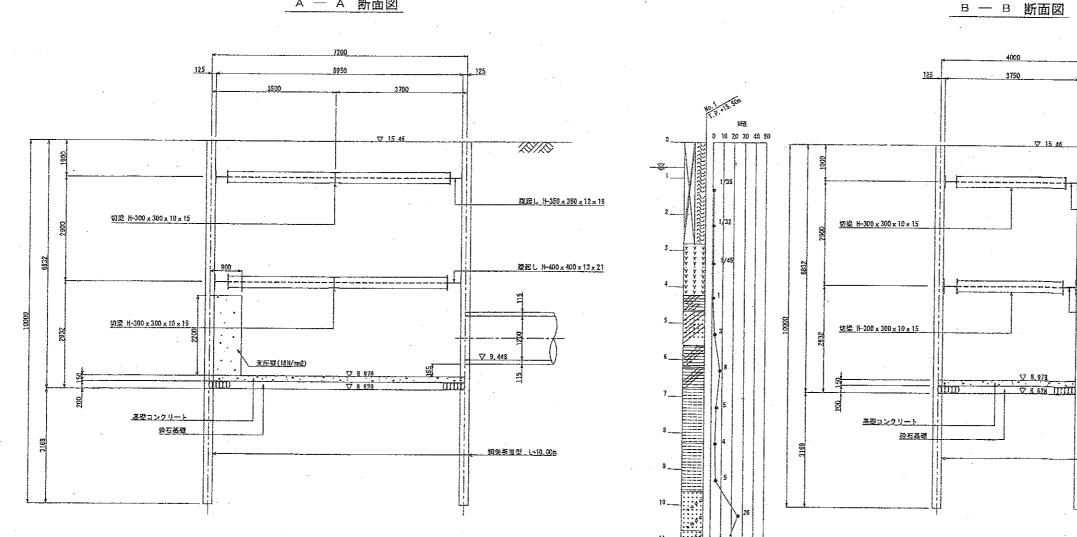


# NO.1発進立坑仮設図 s=1:50

平 面 図



# A — A 断面図



	野々下1号雨水幹線工事
路線名	
工事箇所	野々下5丁目地先
図面種別	20.1类遗立坑仮数数
図面番号	全 15葉ノ内第 8号
縮尺 図	带 年月日
千葉!	<b></b> · · · · · · · · · · · · ·

/X//X

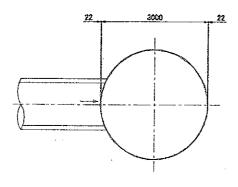
腹起し H-350 x 350 x 12 x 19

度起し 沿400×400×13×21

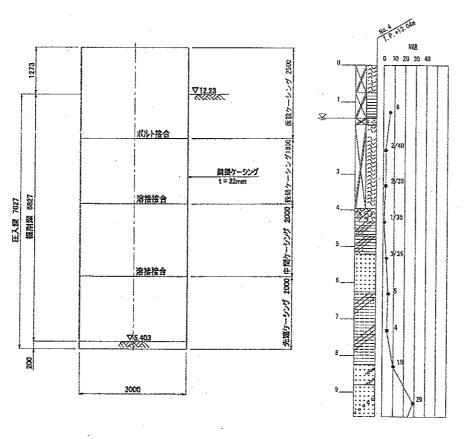
鋼矢板亚型 L=10.00m

# NO. 4到達立坑仮設図 s= 1:50

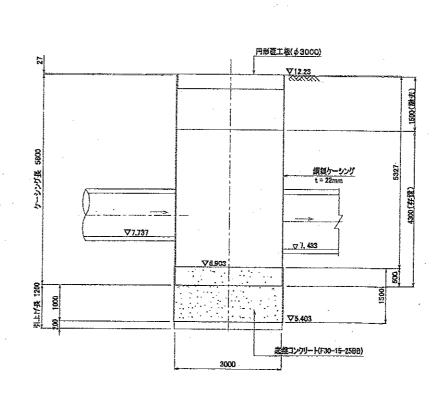
平面図



圧入掘削完了図



引抜完了図



工事名	野々 工事	下1号源	水鲜	級
路級名				
工事箇所	野々下5丁目地先			
四面種別	lio. 4到達立坑仮設図			
図面番号	全 1	5葉ノ内	冢.	9号
縮尺図	示	年	月	8
千葉	表流し	山市役	所	

## 議案第 47 号

工事請負契約の変更について

市は、平成22年流山市議会第4回定例会で議決を経た工事請負契約を、次のとおり変更する。

平成23年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

1 契 約 の 目 的 流山市文化会館耐震補強及び改修工事(建築 工事)

2 変 更 前 契 約 金 額 2 4 6 , 2 2 5 , 0 0 0 円

3 変更後契約金額 264,705,000円

4 変更による増額分 18,480,000円

5 契約の相手方 千葉県松戸市日暮5丁目25番地

株式会社湯浅建設

代表取締役 湯浅 健司

### 参考資料

流山市文化会館耐震補強及び改修工事(建築工事)変更概要

- 1 工事場所 流山市加一丁目16番地の2
- 2 用途規模

公民館·市民会館

- ・鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階 塔屋
- ・延べ床面積 3,582.89平方メートル
- •昭和44年7月竣工
- 3 変更概要
- (1) 耐震補強

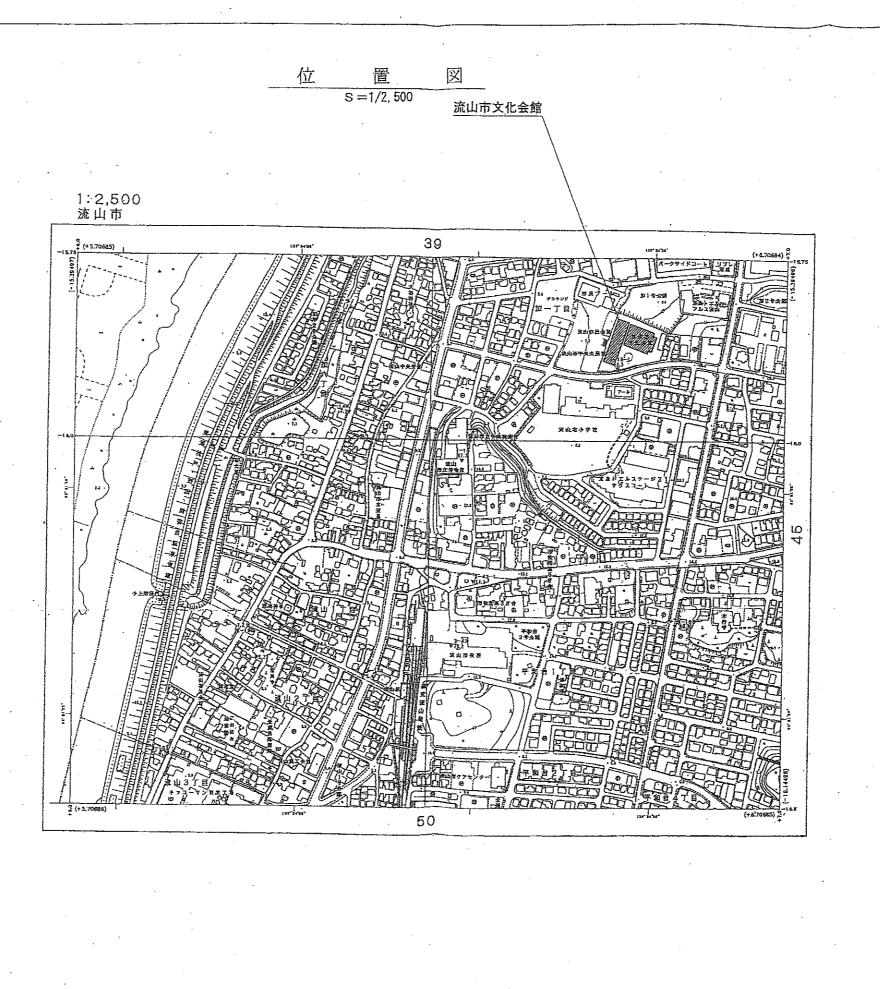
ア 塔屋の壁について、梁の補強から壁の一部撤去に変更

- イ 鉄骨ブレースの設置について、梁の位置の不一致への対応として既存部分の増し打ちをし、アンカー施工をする。
- (2) 改修工事

ア 天井材、照明器具等の改修

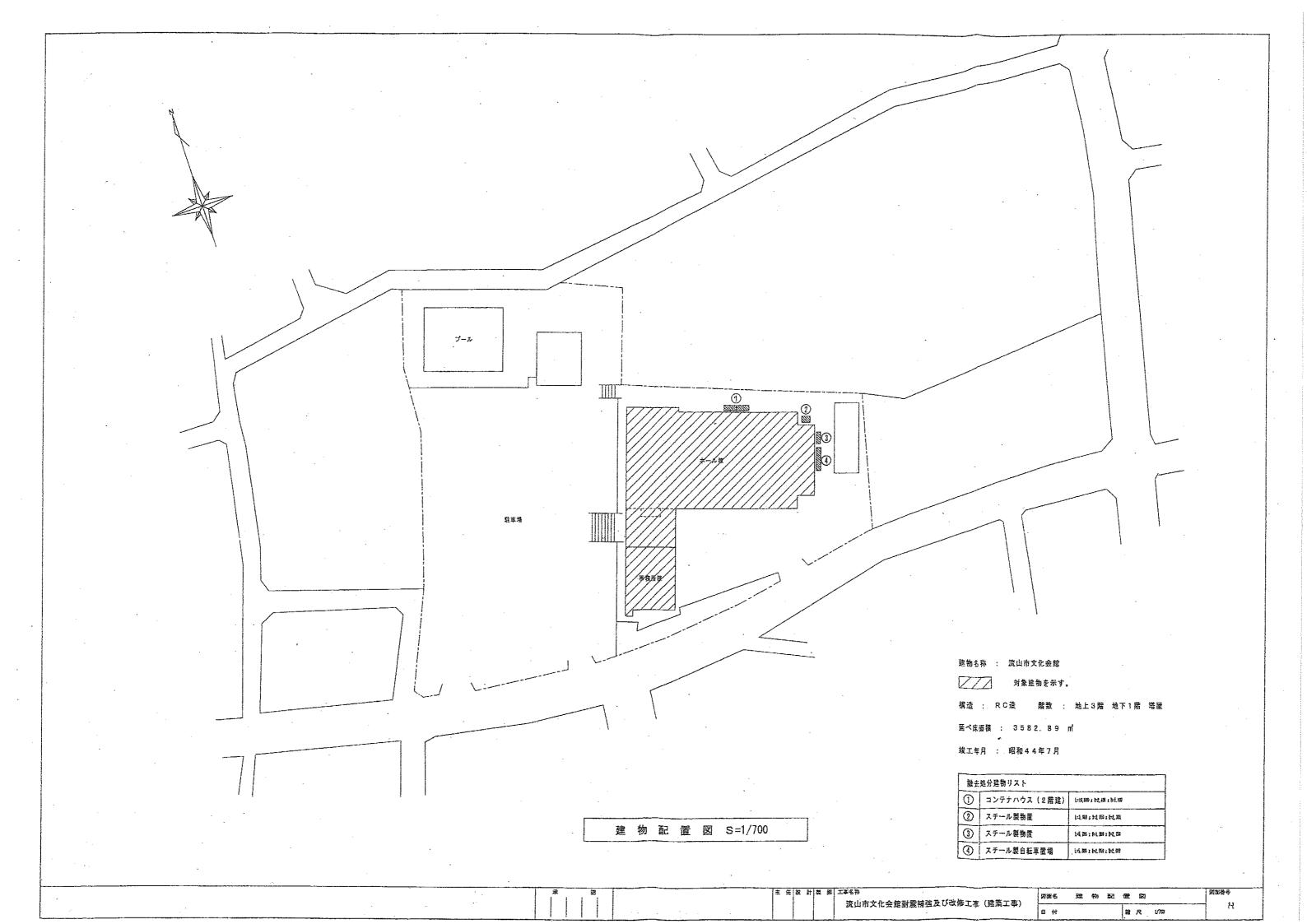
イ 既存の床タイル、アスファルトの撤去等

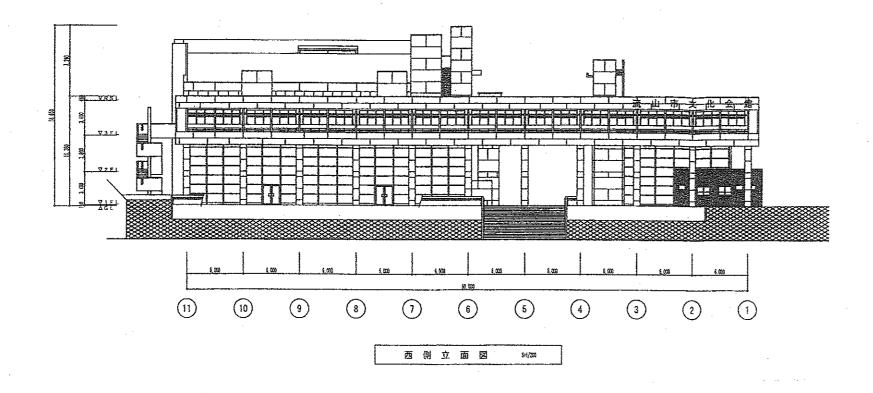
- (3) その他
- 4 工 期 平成22年12月23日から平成23年10月18日 まで
- 5 設 計 千葉県千葉市中央区栄町36番10号 オリジナル設計株式会社 千葉事務所
- 6 施 工 千葉県松戸市日暮 5 丁目 2 5 番地 株式会社湯浅建設
- 7 工事費 264,705,000円

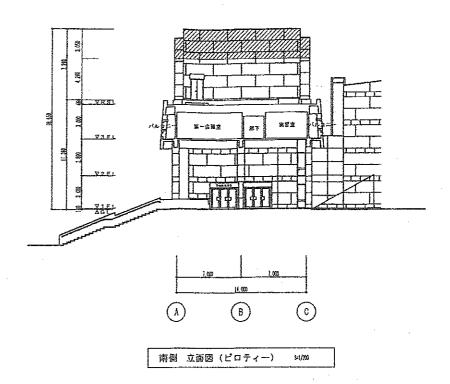


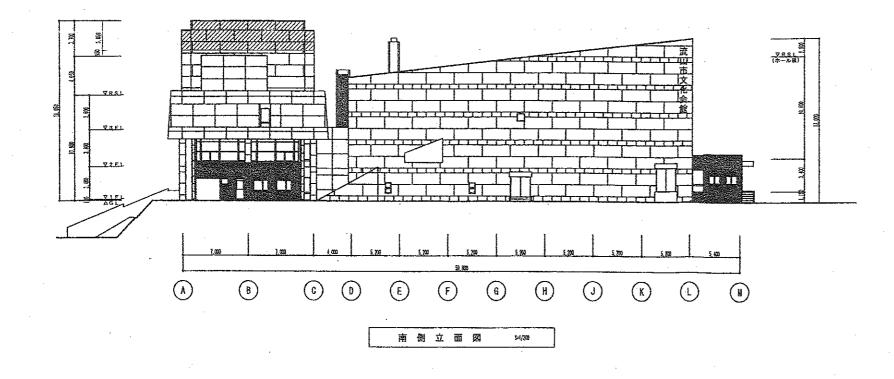
流山市文化会館耐震補強及び改勞工事(建築工事)

着尺 1/2,500

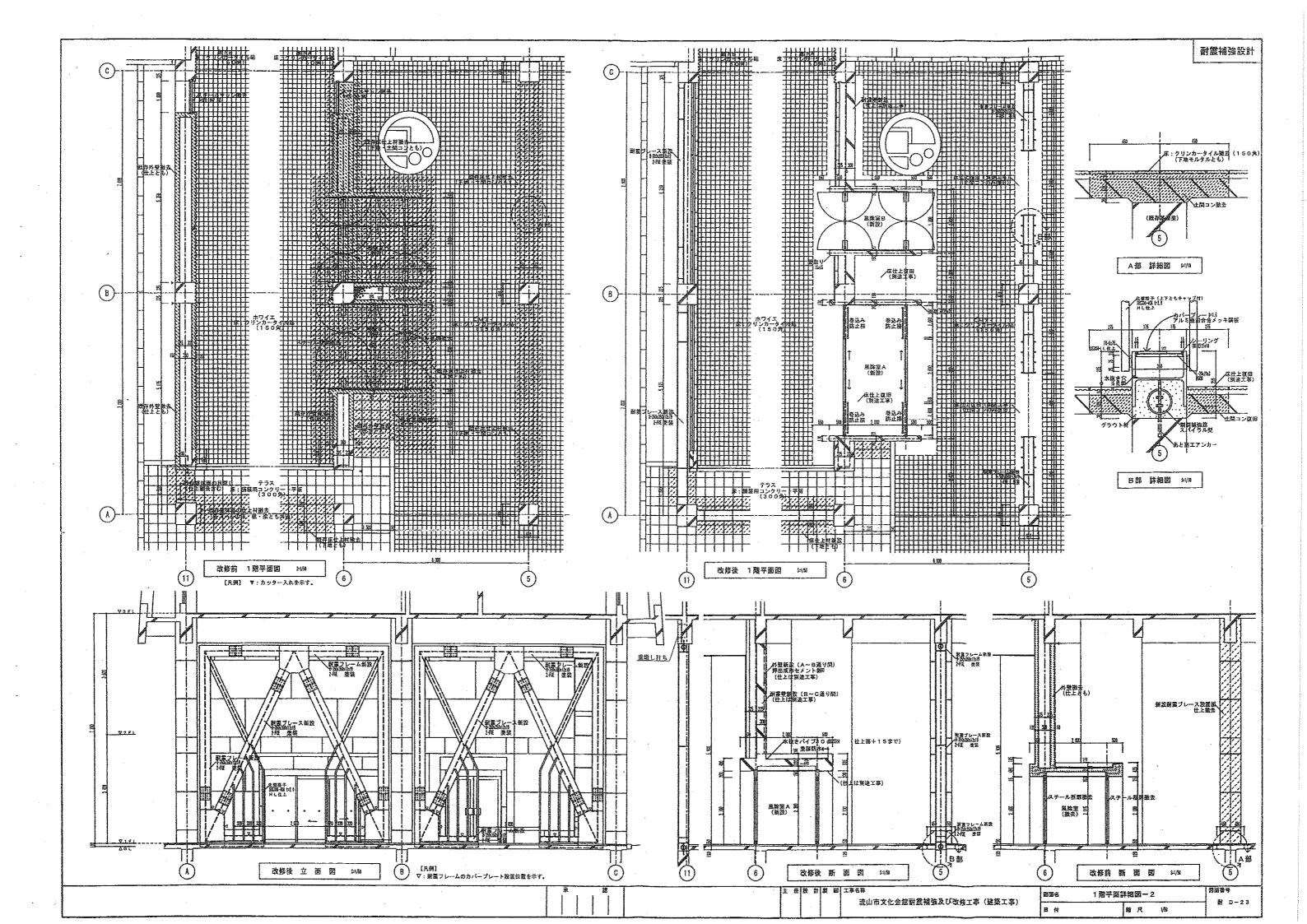


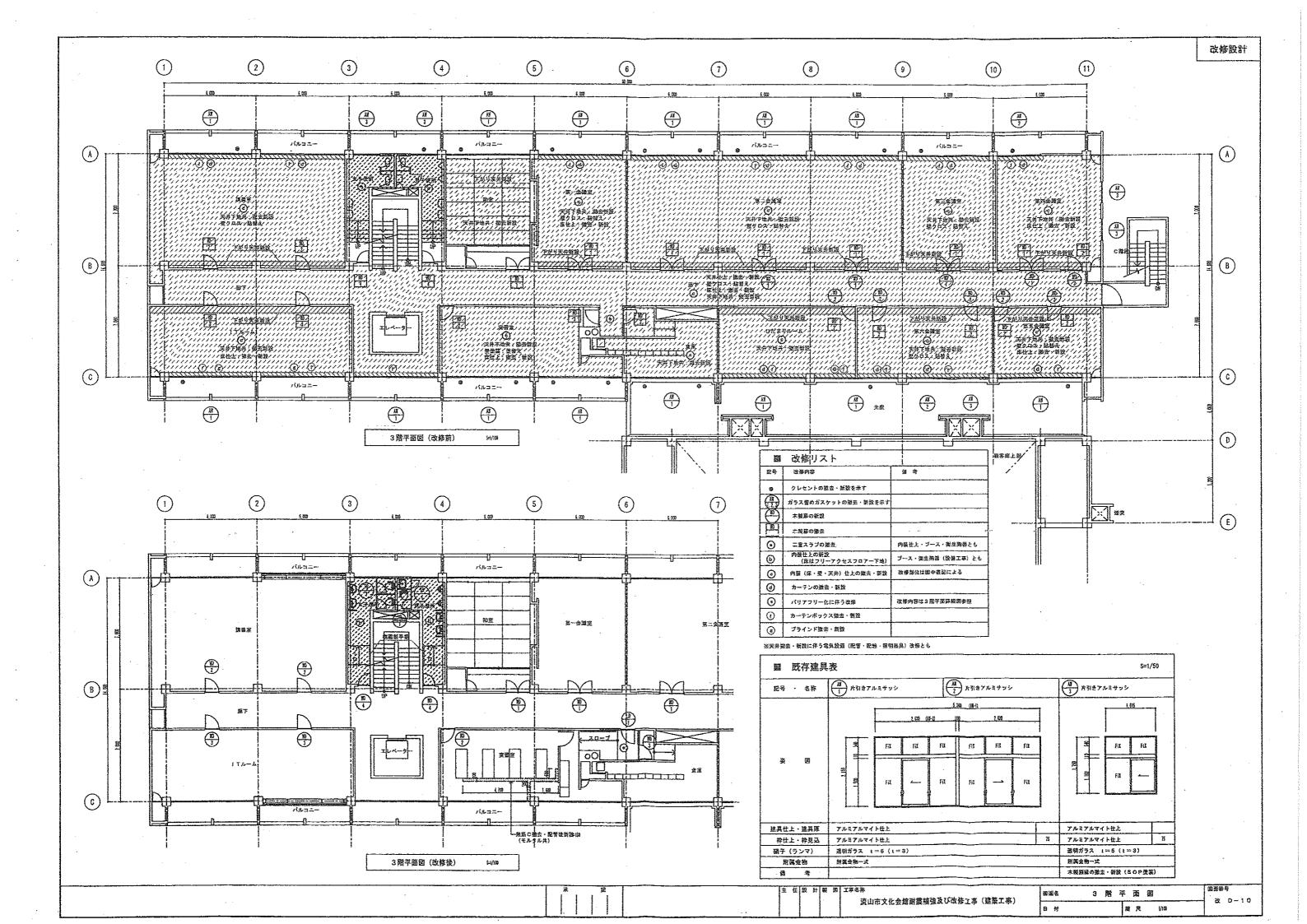


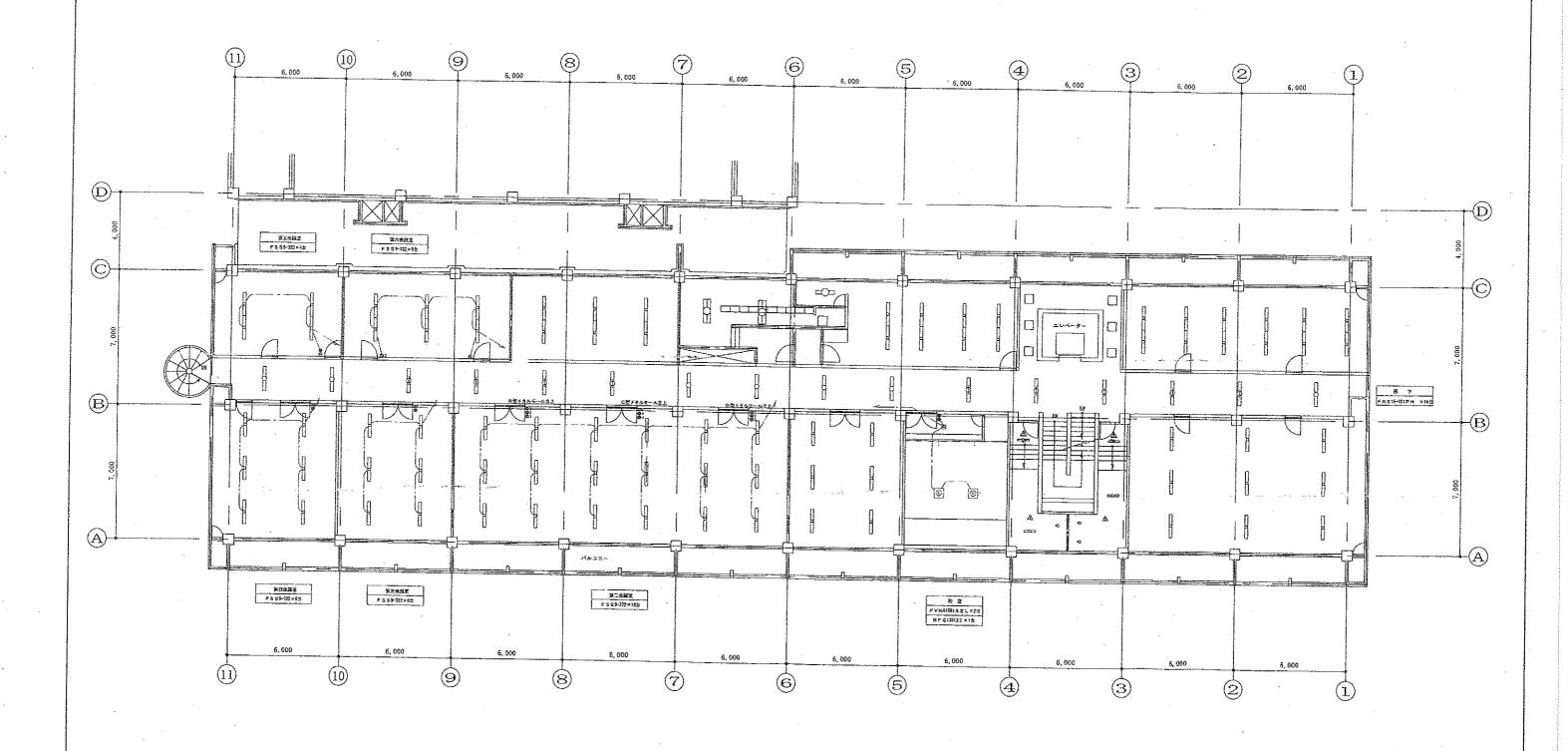












追加変更工事 天井內配線(EM-EEF1.6-3C)

文 D H 页 D 工事名称 流山市文化会館財産補強設計業務委託

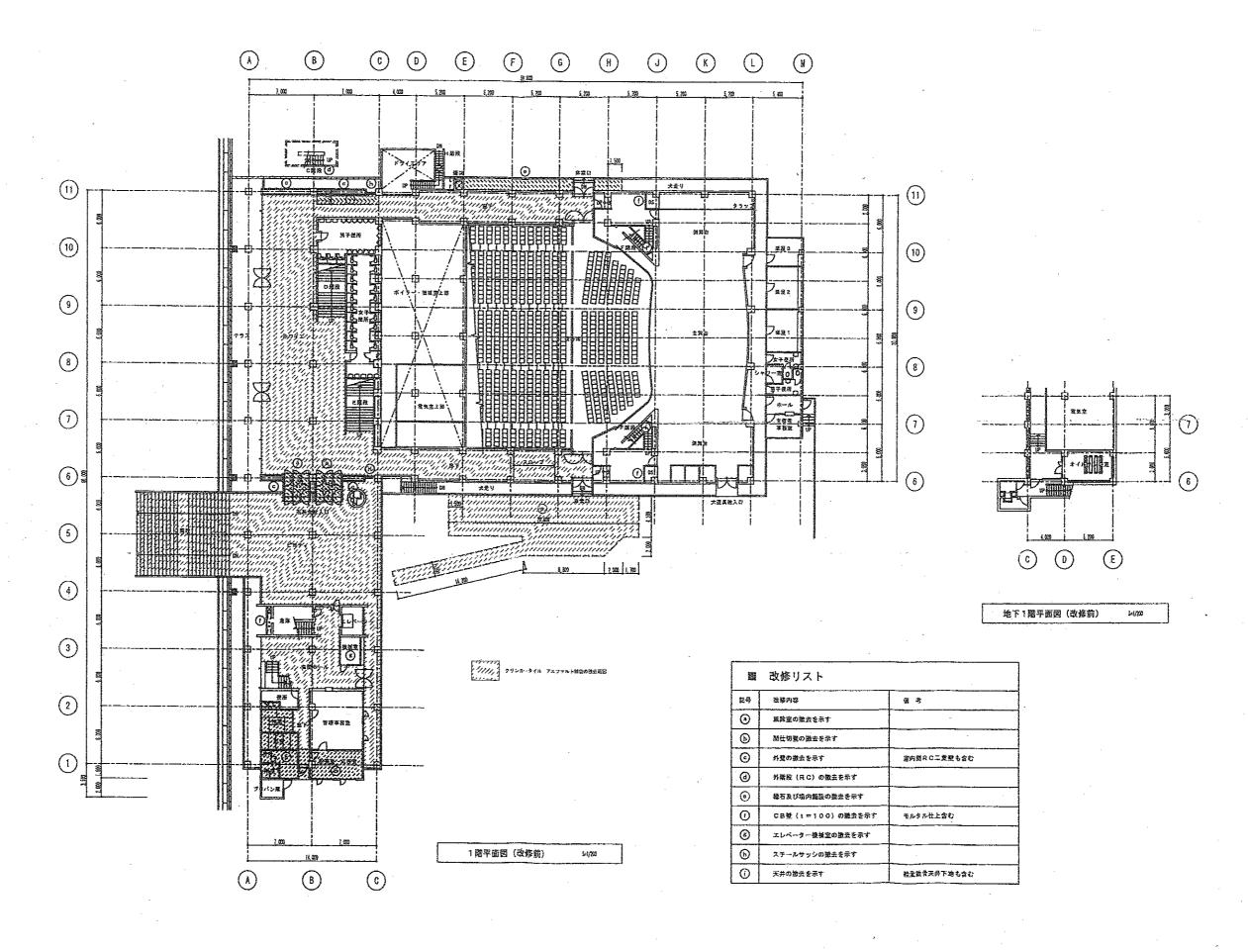
□ 中 国 R 1/50

1 階平面図(改修前)

箱尺 奶

流山市文化会館耐震補強及び改修工事(建築工事)





専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成23年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 福島第一原子力発電所の事故の影響により、クリーンセンターの溶融飛灰及び森のまちエコセンターの「森のまちエコ堆肥」から放射性物質のセシウムが検出されたため、緊急的な対策としての所要の措置を講じることについて特に緊急を要したため、平成23年7月12日付けで専決処分をしたので、その承認を求めるためである。

# 専 決 処 分 書

平成23年度流山市一般会計補正予算(第2号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

平成 2 3 年 7 月 1 2 日

平成22年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市介護保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委 員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

平成22年度流山市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市老人保健医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

平成22年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

# 議案第 55 号

流山市受動喫煙防止条例の制定について 流山市受動喫煙防止条例を別紙のとおり制定する。 平成23年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 市民等を受動喫煙による健康への悪影響から保護するためである。

流山市受動喫煙防止条例

(目的)

第1条 この条例は、公共的空間における受動喫煙による健康への悪影響の防止に関する市、市民等、事業者及び保護者の責務を明らかにし、これら全ての主体が受動喫煙による健康への悪影響の防止のための対策を推進することにより、市民等を受動喫煙による健康への悪影響から保護することを目的とする。

(基本理念)

第2条 市、市民等、事業者及び保護者は、受動喫煙が人の健康に対して疾病又は障害を引き起こすことが科学的に証明されていることを認識し、本市の健康都市宣言の趣旨を踏まえ、受動喫煙によるこれらの悪影響から市民等を保護するための必要な施策を市、市民等、事業者及び保護者が一体となって展開していかなければならない。

(定義)

- 第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号 に定めるところによる。
  - (1)公共的空間 不特定又は多数の者が利用することができる空間( 居室、事務室その他これらに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域及び道路(公園等に設置されるものを除く。)を除く。)をいう。
  - (2)公共的施設 学校、体育館、病院、集会場、事務所、官公庁施設、 飲食店その他の健康増進法(平成14年法律第103号)第25条 に規定する施設(当該施設の敷地を含む。)をいう。
- (3) 受動喫煙 公共的空間において自己以外の者の喫煙(点火されたたばこを保持することを含む。)によりたばこの煙を吸わされることをいう。
- (4) 分煙 公共的施設における公共的空間について、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域と喫煙をしてはならない区域に分割し、かつ、公共的施設における屋内の公共的空間にあっては、規則で定める基準に従い、喫煙を可能とする区域から喫煙をしてはならない区域にたばこの煙が流れ出ないようにすることをいう。
- (5) 喫煙可能区域 分煙により喫煙が可能となる区域をいう。
- (6) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者

をいう。

- (7) 事業者 事業を営む法人又は個人をいう。
- (8) 施設管理者 公共的施設を管理する権限を有する者をいう。
- (9) 保護者 未成年者を現に監護する者をいう。
- (10)公園等 都市公園法(昭和31年法律第79号)第2条第1項 の都市公園(公園に限る。)その他これに準ずるものとして規則で 定める公共的空間を有する施設をいう。

(市の責務)

- 第4条 市は、受動喫煙による健康への悪影響及び受動喫煙の防止に関する知識の普及及び啓発に努めなければならない。
- 2 市は、受動喫煙の防止の推進に関する施策の策定及びその実施に当たって、市民等、施設管理者、事業者及び保護者との連携及び協働に 努めなければならない。

(市民等の責務)

- 第5条 市民等は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、自己以外の者に自己の喫煙により受動喫煙が生じないよう努めなければならない。
- 2 市民等は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力する よう努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、事業活動を行うに当たって、受動喫煙の防止に自ら努めなければならない。
- 2 事業者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力する よう努めなければならない。

(保護者の責務)

第7条 保護者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その監護する未成年者に受動喫煙による健康への悪影響が及ぶことを未然に防止するよう努めなければならない。

(施設管理者の努力義務)

- 第8条 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間のすべての区域を禁煙とするよう努めなければならない。
- 2 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋内の公共的空間

- のすべての区域を禁煙とすることが極めて困難である場合には、当該 区域について分煙の措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 施設管理者は、その管理する公共的施設における屋外の公共的空間であって、未成年者の利用が想定されるものについては、当該公共的空間の利用の状況を勘案し、当該公共的空間のすべての区域について、禁煙、分煙その他の受動喫煙を防止するための対策をするよう努めなければならない。
- 4 施設管理者は、受動喫煙による健康への悪影響について理解を深めるとともに、その管理する公共的施設の利用者に受動喫煙がないよう 努めなければならない。
- 5 施設管理者は、市が実施する受動喫煙を防止するための施策に協力 するよう努めなければならない。

(喫煙を禁止する公共的施設等)

- 第9条 何人も、市が設置し、又は管理する次の各号に掲げる施設においては、喫煙をしてはならない。
  - (1)公共的施設(居室の用に供する部分その他これに類する室内又はこれに準ずる環境であって、専ら特定の者が出入りする区域を除く。)
  - (2) 公園等
- 2 前項各号に規定する施設については、前条第1項から第3項までの 規定は、適用しない。

(喫煙用設備の設置の禁止等)

第10条 施設管理者は、その管理する公共的施設の公共的空間のすべての区域について、禁煙又は分煙の措置を講じた場合は、当該措置を講じた区域(分煙の措置に係る区域にあっては、当該区域のうち喫煙可能区域以外の区域に限る。以下「喫煙禁止区域」という。)に灰皿等の喫煙に必要な設備を設置してはならない。前条第1項の規定により、喫煙が禁止される区域においても同様とする。

(喫煙が可能な区域への未成年者の立入りの制限)

- 第11条 施設管理者は、その管理する公共的施設の公共的空間における喫煙が可能な区域に未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。
- 2 保護者は、公共的施設の公共的空間における喫煙が可能な区域に、

その監護する未成年者を立ち入らせないよう努めなければならない。 (喫煙の中止等の求め)

- 第12条 施設管理者は、その管理する公共的施設における喫煙禁止区域において、喫煙をしている者を見つけた場合は、喫煙をやめるよう注意し、又は当該喫煙禁止区域から退出するよう求めることができる。 (周知等)
- 第13条 施設管理者は、その管理する公共的施設における全ての公共 的空間の区域について禁煙とする場合は、当該公共的施設の入口及び 利用者の見やすい場所に当該区域が喫煙をしてはならない区域である 旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなけ ればならない。
- 2 施設管理者は、その管理する公共的施設について分煙の措置を講じた場合は、喫煙可能区域を明確にするとともに、当該喫煙可能区域の入口及び利用者の見やすい場所に、当該公共的施設が分煙の措置を講じている旨の表示、当該喫煙可能区域が喫煙可能区域である旨の表示、当該喫煙可能区域に未成年者の立入りができない旨の表示その他の利用者が分かりやすい周知のための方策をとらなければならない。

(適用除外)

第14条 この条例は、飲食店営業(設備を設けて客に飲食をさせる営業で食品衛生法(昭和22年法律第233号)第52条第1項の許可を受けて営むものをいい、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(以下「風俗営業」という。)に該当するものを除く。)のうち、バー、酒場その他客に酒類を提供して営む営業(営業の常態として、通常主食と認められる食事を提供して営むものを除く。)、風俗営業、同条第6項の店舗型性風俗特殊営業及び同条第9項の店舗型電話異性紹介営業の用に供する公共的空間には、適用しない。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から 施行する。

(小規模店舗の適用の特例)

2 第8条及び第10条から13条までの規定は、第14条の規定の適

用を受けない飲食店営業を行う店舗の用に供する部分(客の飲食の用に供する部分に限る。)の床面積が100平方メートル以下である当該店舗に係る公共的空間については、施行日から起算して2年を経過した日から適用する。

### (検討)

3 市長は、施行日から起算して3年を経過するごとに、この条例の施行の状況及び市内の公共的空間における喫煙の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

### 議案第 56 号

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条 例の制定について

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例を 別紙のとおり制定する。

平成23年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 流山市幼児教育支援センターを設置し、併せて同センターに 流山市幼児教育支援センター附属幼稚園を設置するためである。

流山市幼児教育支援センター及び附属幼稚園の設置等に関する条例

(設置)

- 第1条 市は、幼児教育の振興を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定により、流山市幼児教育支援センター(以下「幼児教育支援センター」という。)を設置し、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく幼稚園として幼児教育支援センターに流山市幼児教育支援センター附属幼稚園(以下「附属幼稚園」という。)を設置する。
- 2 幼児教育支援センター及び附属幼稚園の位置は、流山市江戸川台東 3丁目2番地とする。

(業務)

- 第2条 幼児教育支援センターは、その目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
  - (1) 幼児の家庭教育のための相談及び支援に関すること。
  - (2) 幼児教育のための研修、講座等の実施に関すること。
  - (3) 幼児教育のための情報の収集及び提供に関すること。
  - (4) 附属幼稚園の活動を利用した調査及び研究に関すること。
  - (5)前各号に掲げるもののほか、流山市教育委員会が幼児教育の振興 を図るために必要と認める業務

(職員)

- 第3条 幼児教育支援センターに所長を置くほか、その他の必要な職員 を置くことができる。
- 2 附属幼稚園に園長及び教諭を置くほか、その他の必要な職員を置く ことができる。

(幼稚園の定員)

第4条 附属幼稚園の定員は、1学級につき30人とする。

(入園資格)

第5条 附属幼稚園に入園できる者は、本市内に住所を有する満4歳に達した日後最初の4月1日から小学校就学の始期に達するまでの間にある幼児とする。

(入園の許可)

第6条 幼児を附属幼稚園に入園させようとする当該幼児の保護者は、

園長にその旨を申請し、許可を受けなければならない。

2 園長は、前項の規定による申請に係る幼児の数が第4条に定める定員を超えるときは、抽選によって入園を許可する者を決定するものとする。

(授業料等の額)

- 第7条 附属幼稚園の授業料及び入園料(以下「授業料等」という。)の 額は、次のとおりとする。
  - (1)授業料 前条の規定により入園を許可された幼児(以下「園児」 という。)1人につき年額108,000円
  - (2) 入園料 園児1人につき5,000円

(授業料の納付)

- 第8条 月の初日に附属幼稚園に在籍する園児の保護者は、毎月15日 (8月については9月15日とする。)までに授業料の年額の12分の 1に相当する額を市長が指定する方法により納付しなければならない。
- 2 前項に規定する授業料の納付期限が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たる場合にあっては、その日後において最も近い土曜日、日曜日又は休日でない日を授業料の納付期限とする。

(入園料の納付)

第9条 園児の保護者は、入園料を市長が別に定める日までに市長が指 定する方法により納付しなければならない。

(授業料等の減額又は免除)

第10条 市長は、必要があると認めたときは、規則で定めるところにより、授業料等の一部を減額し、又は免除することができる。

(授業料等の還付の制限)

- 第11条 納付された授業料等は、これを還付しない。ただし、前条の 規定により授業料等を減額し、又は免除する場合は、この限りでない。 (委任)
- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日(以下「施行日」という。)から施

行する。ただし、附則第3項及び第4項の規定は、公布の日から施行する。

(流山市立幼稚園設置条例等の廃止)

- 2 次に掲げる条例は、廃止する。
- (1) 流山市立幼稚園設置条例(昭和39年流山市条例第17号)
- (2)流山市立幼稚園の授業料等徴収条例(昭和31年流山市条例第69号)

(準備行為)

3 第6条の規定による申請及び許可並びにこれらに関し必要な手続は、 流山市教育委員会が定めるところにより、施行日前においても行うこ とができる。

(流山市立幼稚園に在籍する幼児の附属幼稚園への入園に関する特例)

- 4 前項の規定にかかわらず、附則第2項第1号の規定による廃止前の 流山市立幼稚園設置条例に基づき設置する幼稚園(以下「流山市立幼 稚園」という。)に在籍している幼児の保護者が、この条例の公布の日 から施行日の前日までの間の流山市教育委員会が指定する日までに、 当該幼児につき施行日以後引き続き附属幼稚園へ入園することを希望 する旨を流山市教育委員会が別に定める方法により申し出た場合であ って、この条例の施行の際現に当該幼児が流山市立幼稚園に在籍して いるときは、当該幼児については、施行日において第6条の規定によ り附属幼稚園への入園の許可を受けたものとみなす。
- 5 前項の規定により附属幼稚園に入園した園児に係る授業料等については、第7条の規定にかかわらず、授業料を園児1人につき年額84,000円とし、入園料は、納付を要しないものとする。

平成22年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

訴えの提起について 市は、別紙のとおり訴えを提起する。 平成23年9月1日提出

流山市長 井 崎 義 治

提案理由 平成19年12月18日に締結した浮遊粒子状物質の計測器 の物品売買契約について、談合により契約金額が違法に引き上げられたことを理由として損害賠償の請求の訴えを提起するためである。

#### 訴えの提起についての概要

1 相手側 東京都新宿区高田馬場1丁目29番10号 東亜ディーケーケー株式会社 代表取締役 佐々木 輝男

> 千葉県千葉市中央区都町2丁目12番1号 明文館器械興業株式会社 代表取締役 秋元 亨一

- 2 事件名 浮遊粒子状物質計購入契約に係る損害賠償請求について
- 3 事件の内容

自動計測器のメーカーである東亜ディーケーケー株式会社が、公正取引委員会から平成20年11月12日付けで、国の機関及び地方公共団体が競争入札又は見積り合わせの方法により発注する特定大気常時監視自動計測器について、受注価格の低落防止を計るため、受注予定者を事前に決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、当該自動計測器の取引分野における競争を実質的に制限していた、として他2社のメーカーとともに、排除命令及び課徴金納付命令を受けた。

この談合を基本とするメーカー及び販売店の共謀により本件浮遊粒子状物質計購入契約について、契約金額(9,240,000円)が違法に引き上げられたことを理由としてメーカー及び販売店に対し損害賠償を請求する訴えを提起する。

### 4 請求の趣旨

- (1) 相手方らに対し、5,623,348円及びこれに対する本件契約締結の日から起算して年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める。
- (2) 訴訟費用は、相手方らの負担とする。
- 5 訴訟遂行の方針

- (1) 訴訟代理人及び指定代理人により訴訟を行う。
- (2) 第1審判決の結果、必要がある場合は上訴する。
- (3)裁判の進行に応じ和解をする。

平成22年度流山市西平井・鰭ヶ崎土地区画整理事業特別会計歳 入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市西平井・鰭ヶ崎土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

平成22年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市公共下水道特別会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

平成22年度流山市水道事業会計決算認定について

地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第30条第4項の規定により、平成22年度流山市水道事業会計決算を、別冊監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

平成22年度流山市一般会計歳入歳出決算認定について 地方自治法(昭和22年法律第67号)第233条第3項の規定により、平成22年度流山市一般会計歳入歳出決算を、別冊監査委員の意見 を付けて議会の認定に付する。

平成23年9月1日提出

平成22年度健全化判断比率について

平成22年度流山市の健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成23年9月1日報告

## 平成22年度健全化判断比率

(単位:%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
_	_	7.3	38.6

平成22年度資金不足比率について

平成22年度流山市の公営企業会計に係る資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)第22条第1項の規定により、別冊監査委員の意見を付けて報告する。

平成23年9月1日報告

# 平成22年度公営企業会計に係る資金不足比率

(単位:%)

流山市西平井・鰭ヶ崎 土地区画整理事業特別 会計	流山市公共下水道特別 会計	流山市水道事業会計
_	_	_

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成23年9月1日報告

流山市長 井 崎 義 治

報告理由 市道上における物損事故に係る和解及び損害賠償額の決定に ついて専決処分したので、報告するためである。

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年6月8日

流山市長 井 崎 義 治

記

1 事 故 名 市道の陥没箇所に相手方の車両右側の前後のタ イヤが落ちたことによる車両の物損事故

2 事故発生年月日 平成23年5月15日

3 事故発生場所 流山市前ケ崎326番地の1地先

(市道 前ケ崎2号補助幹線)

4 事故の相手方 ○○○○○○○

0000

00 00

5 解 決 方 法 和解による。

6 和解成立年月日 平成23年6月8日

7 和 解 の 要 旨 相手方の被害額63,000円のうち、

31,500円を市が負担する。

8 損害賠償額 31,500円

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年6月30日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 故 名 市道の陥没箇所に相手方のオートバイの前輪が 落ちたことによる車両の物損事故
- 2 事故発生年月日 平成23年5月13日
- 3 事 故 発 生 場 所 流山市東深井 4 2 1 番 地 1 1 地 先 (市道 東深井区画 6 号線)
- 4 事故の相手方 ○○○○○○

00 00

- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 平成23年6月30日
- 7 和解の要旨 相手方の被害額535,374円のうち、267,687円を市が負担する。
- 8 損害賠償額 267,687円

## 専 決 処 分 書

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定による専決処分事項の指定について(昭和54年流山市議会議決)の1及び2の規定により、次のとおり専決処分する。

平成23年7月20日

流山市長 井 崎 義 治

記

- 1 事 故 名 市道のU字溝に付設してあったグレーチングを 固定するための鉄枠が当該U字溝の破損により 相手方車両の通過の際に跳ね上がったことによ る車両の物損事故
- 2 事故発生年月日 平成23年6月3日
- 3 事故発生場所 流山市江戸川台西2丁目4番地2地先 (市道 江戸川台西口駅前1号補助幹線)
- 4 事故の相手方 ○○○○○○○
  - 0000
  - 00000 00 00
- 5 解 決 方 法 和解による。
- 6 和解成立年月日 平成23年7月20日
- 7 和 解 の 要 旨 相手方の被害額114,240円のうち、 34,272円を市が負担する。
- 8 損害賠償額 34,272円